

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第49号

新潟県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
(工作物の基準) 第19条 条例第14条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 海面以外の区域 ア～ケ (略) <u>コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル</u> (2) (略)	(工作物の基準) 第19条 条例第14条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 海面以外の区域 ア～ケ (略) (2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年11月30日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第19条第1号コの規定は、適用しない。